**FUKUOKA　映像インターンシップ受入企業支援事業支援金交付要綱**

（趣旨）

第１条　この要綱は、FUKUOKA映像インターンシップ受入企業支援事業支援金（以下「支援金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第２条　この支援金は、事業者の実施するインターンシップに必要な支援を行うことにより、優秀な人材の集積を図るとともに、本市の映像産業の振興に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）学生　大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専門学校に在籍する者をいう。

（２）インターンシップ　学生が一定の期間、事業所において就業体験を行うことができる制度をいう。

（３）事業者　市内に営業所、事務所、スタジオなどを有する事業者をいう。ただし、専ら自社で制作に携わらない事業者（中継や動画配信及びアーカイブなど）は除く。

（４）映像　クリエイティブ性を要し製作された電子媒体を通じて表現されるコンテンツ。

（事業所の登録）

第４条　学生の受け入れを希望する事業者は、FUKUOKA映像インターンシップ受入企業支援事業事業所登録申込書（様式第１号）により、協議会宛てに申込みを行い、登録を受けるものとする。

２　協議会は登録に際し、内容を審査するとともに、必要に応じ、追加で資料の提出をもとめるなど、事業者と協議し、FUKUOKA映像インターンシップ受入企業支援事業事業所登録（未登録）通知書（様式２号）により申請者へ通知する。

（参加申し込み等）

第５条　インターンシップの参加を希望する学生は、前条の登録を受けた事業所（以下「登録事業所」という。）に参加の申込みを行い、実施時期や内容及びその他必要事項について協議するものとする。

２　前項の場合において、大学等が申込みを行うときは、インターンシップに参加する学生に対し、その趣旨及び協議した事項について説明するものとする。

３　学生は、第１項に規定する協議事項又は前項に規定する説明を理解した上で、インターンシップに臨むよう努めるものとする。

（受け入れの期間及び時間）

第６条　インターンシップの実施期間は実働１日以上とし、就業時間は登録事業所の就業規則に定める時間内とする。支援金の対象となるのは、令和４年１２月末受入完了分までとする。

（支援の内容）

第７条　協議会は、予算の範囲内でインターンシップを実施した登録事業所（市税の滞納がないものに限る。）に支援金を交付するものとする。

２　前項の支援金の額は、次の各号に掲げる支援金の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（１）受入負担金　インターンシップの実施により受け入れた学生の交通費相当額（１人につき５００円/日）に延べ受入日数を乗じて得た額とする。ただし、１登録事業所につき、年間30,000円を限度とする。

（２）事務負担金　インターンシップの実施により受け入れた学生１人につき3,000円を支給する。ただし、１登録事業所につき、9,000円を限度とする。

（支援金の交付申請）

第８条　支援金の交付を受けようとする登録事業所は、インターンシップの終了後速やかに、FUKUOKA映像インターンシップ受入企業支援事業支援金交付申請書（様式第３号）に次の書類を添えて協議会に申請するものとする。

（１）FUKUOKA映像インターンシップ受入企業支援事業実施報告書（様式第４号）

（２）市税の納税証明書

（３）インターンシップの受入れに要した経費の支払が確認できる書類

（４）その他協議会が必要と認める書類

（支援金の交付決定）

第９条　協議会は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査し、その適否をFUKUOKA映像インターンシップ受入企業支援事業支援金交付（不交付）決定通知書（様式第５号）により申請者に通知するものとする。

（支援金の請求）

第１０条　前条の規定により支援金の交付決定を受けた登録事業所（以下「支援事業者」という。）は、FUKUOKA映像インターンシップ受入企業支援事業支援金交付請求書（様式第６号）により協議会に請求するものとする。

（支援金の交付決定の取消等）

第１１条　協議会は、支援事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付決定を取り消し、既に交付されている支援金の全部又は一部の返還を命じることができる。

（１）偽りその他不正な行為により支援金の交付を受けようとし、又は受けたとき。

（２）その他、協議会が支援金の交付を行うことが不適当と認めたとき。

２　協議会は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、その内容をFUKUOKA映像インターンシップ受入企業支援事業支援金交付決定取消通知書（様式第７号）により交付決定を取り消された支援事業者に通知するものとする。

３　協議会は、第１項の規定により既に交付した支援金の返還を命じるときは、FUKUOKA映像インターンシップ受入企業支援事業支援金返還命令書（様式第８号）により支援事業者に通知するものとする。

附則

この要綱は、令和４年６月８日から施行する。